

集積場からの持ち去りを禁止します

ごみ集積場に適正に排出された不燃ごみや粗大ごみの中から、リサイクルが可能な資源物を持ち去る行為が多発しています。

町として、住民の皆さんが安心して集積場にごみを出していただけるように、これらの行為に対して罰則を含めた法的措置を講じることが出来るよう、条例の一部を改正しました。

・集積場からの持ち去り禁止

平成24年7月1日から、町が指定するごみ集積場に適正に出された下記のごみを、許可なく持ち去ることを禁止します。

- ・資源ごみ(ビン類・缶類・ペットボトル・発泡スチロールトレイ)
- ・不燃ごみ(ガラス類・金物類)
- ・粗大ごみ

・違反した場合

条例に違反し、リサイクル可能資源を持ち去った者に対して禁止命令を出しその命令に従わなければ、氏名等の公表や20万円以下の罰金が科せられます。

・持ち去りを目撃した場合

持ち去りを目撃した場合は、農林建設課または加茂警察署上麻生警察官駐在所(48-1023)神淵警察官駐在所(46-1002)へ連絡ください。

- ・日時
- ・場所
- ・車のナンバーや車種
- ・行為者の特徴

※直接の声かけは、トラブルの原因となりますので、絶対しないでください。